

## 厚生労働統計の整備に関する検討会開催要綱

平成 22 年 4 月 27 日  
 平成 23 年 12 月 14 日 改正  
 平成 26 年 12 月 19 日 改正  
 平成 28 年 6 月 21 日 改正  
 平成 29 年 3 月 7 日 改正  
 平成 30 年 7 月 31 日 改正  
 平成 31 年 3 月 11 日 改正  
 令和 2 年 11 月 1 日 改正  
 令和 3 年 6 月 9 日 改正  
 令和 3 年 10 月 6 日 改正  
 令和 4 年 7 月 11 日 改正  
 令和 4 年 11 月 1 日 改正  
 令和 5 年 4 月 28 日 改正  
 令和 5 年 7 月 6 日 改正  
 令和 6 年 1 月 16 日 改正  
 令和 6 年 11 月 1 日 改正  
 令和 7 年 6 月 2 日 改正

### 1 目 的

当検討会は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）において今後 5 年間に講ずる具体的な施策が示されたことを踏まえた厚生労働省所管統計について当該講ずる具体的な対応、並びにその他、厚生労働省所管統計の改善を図ること及びその体系的な整備について検討するに当たり、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とする。

### 2 検討事項

検討会は、主として次の事項について検討を行う。

- (1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の「別表 今後 5 年間に講ずる具体的な施策」のうち、「第 2 公的統計の整備に関する事項」部分に係る厚生労働省所管統計の調査方法、集計方法等の改善・充実策等。
- (2) 厚生労働省所管統計について、記入者負担等も考慮しつつ、政策立案者も含めた利用者のニーズに適合し、かつ、より効果的な調査の実施、調査結果の正確性、有用性及び認知度の向上等、統計の改善を図るとともに、その体系的な整備等。

### 3 構 成 員

構成員は別紙のとおりとする。

なお、構成員の任期は 2 年以内とする。また、構成員は再任されることができる。

#### 4 運営等

- (1) 検討会は、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が別紙の有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (3) 検討会に座長代理を置くことができる。  
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、検討会にワーキンググループを置くことができる。
  - ア ワーキンググループの構成員は、検討会の構成員等の中から座長が指名する。
  - イ ワーキンググループに主査を置く。  
主査は、座長が構成員の中から指名する。
- (6) ワーキンググループの検討結果は、検討会に報告する。
- (7) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (8) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (9) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (10) 検討会の庶務は、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。
- (11) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

## 〇〇調査の改善に関するワーキンググループについて

令和 年 月 日  
厚生労働統計の整備に関する検討会座長決定

〇〇調査の改善に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に〇〇調査の改善に関するワーキンググループを置く。

1. 本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。

（構成員氏名及び所属）

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聴くことができる。

2. 本ワーキンググループは令和××年××月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。

3. 本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

4. 本ワーキンググループの資料は、原則として公表する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

5. 本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。

6. 本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。

厚生労働統計の整備に関する検討会構成員

- 大久保 一郎 茅ヶ崎市保健所長
- 加藤 久和 明治大学政治経済学部教授
- 黒田 祥子 早稲田大学教育・総合科学学術院教授
- 高橋 陽子 独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員
- 津谷 典子 慶應義塾大学名誉教授
- 樋田 勉 獨協大学経済学部教授
- 永井 暁子 日本女子大学人間社会学部教授
- 野口 晴子 早稲田大学政治経済学術院教授
- 原 ひろみ 明治大学政治経済学部教授
- 康永 秀生 東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専攻臨床疫学・経済学教授
- 渡辺 弘司 公益社団法人日本医師会常任理事

(令和7年6月2日現在、五十音順、敬称略)